

HIKARI SOGOH LAW OFFICE NEWS LETTER

June 2023

ご挨拶

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。おかげさまで、当事務所は、2025年に設立30周年を迎えます。これまでも多様な経歴の弁護士が、豊富な経験の強みを活かし、相互に連携して様々な分野の業務に対応してまいりましたが、社会のデジタル化等に伴い、クライアントのニーズは複雑化しており、弁護士がクライアントの利益を守る上でも、多角的な視点を持つことが一層重要になっています。

この度、当事務所は、後藤巻則弁護士（内閣府消費者委員会委員長、早稲田大学名誉教授）、日下部克通弁護士（元裁判官）、及び宮地祐樹弁護士をパートナーとして迎えることができました。これによりなお一層多くの視点から案件を分析・対応できる体制がより一層充実・強化されるものと確信しております。三人の経歴等は本ニュースレターやHPにて紹介しておりますので是非ご覧ください。

当事務所は引き続き質の高いリーガルサービスを提供できるよう力を尽くし、クライアントの皆様の未来が光り輝くものとなるようサポートしてまいります。



NEW LAWYER

新入所弁護士ご挨拶



後藤 卷則

Makinori
Goto

これまで大学で民法と消費者法の授業を担当しつつ、東京都消費生活対策審議会会長や内閣府消費者委員会委員長などの公的な活動に従事してきました。この間、弁護士等の法律実務家の方々から実務家ならではの視点に立つ多くのご教示をいただき、自身が実務の場に身を置いていないことの限界を感じてきました。そこで、大学での定年退職を機会に弁護士登録をし、これまで審議会等でご教示を賜ってきた複数の先生方が在籍しているひかり総合法律事務所にお世話になることにしました。

新たなスタートですが、法学部と法科大学院で民法と消費者法の教育・研究に従事し、また、消費者法を中心とする行政・立法にかかわってきた経験を活かして、依頼者の皆様に高度なリーガルサービスを提供すべく励みますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

profile

1952年 長野県生まれ 長野県松本深志高等学校、早稲田大学法学部、同大学大学院法学研究科博士課程を経て、博士（法学）。職歴としては、獨協大学法学部教授などを経て、2003年 早稲田大学法学部教授、2004年 早稲田大学法科大学院教授、2023年3月 早稲田大学を定年退職。この間、日本消費者法学会理事長（2014～2018年）、東京都消費生活対策審議会会長（2012～2020年）、内閣府消費者委員会委員長（2021～現在）、2023年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）、ひかり総合法律事務所に入所、早稲田大学名誉教授。

私は、約35年間の裁判官勤務の大半、民事・家事の事件を担当し、種々の民事・家事に関わる実体法及び手続法に通じると共に、当事者の考え方及びその裏付資料の意義をいち早く理解して事件を解決する術を身につけ、充実した日々を送りましたが、弁護士業務には、裁判所係属事件となる前に、依頼人のために持てるスキルのすべてを集中して注ぎ込み、最善の結果をもたらすことを求められる案件が多く、より一層のやり甲斐を感じています。私は、このレターをご覧になられている皆様のお役に立てればと願っております。

profile

1980年 3月 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
1985年10月 司法試験第2次試験合格
1986年 4月 司法修習生（40期）
1988年 4月 東京地裁判事補
1998年 4月 宮崎地家裁日南支部判事
2000年 4月 名古屋地裁民事保全・執行・破産等集中部判事
2004年 4月 東京地裁建築関係事件等集中部判事
2010年 4月 横浜地裁行政部判事
2013年 9月 水戸地裁民事部総括判事
2016年 4月 東京高裁判事
2018年 4月 横浜地家裁横須賀支部長判事
2021年 1月 横浜家裁家事部総括判事
2022年12月 定年退官



日下部 克通

Katsuyuki
Kusakabe



板倉 陽一郎
Yoichiro Itakura



葛山 弘輝
Hiroki Katsurayama



後藤 巻則
Makinori Goto



三木 昌樹
Masaki Miki



高木 篤夫
Atsuo Takagi

葛山 本日は後藤先生を囲んでの座談会ということで、よろしく願い致します。まずは当事務所代表の三木先生から、後藤先生に質問はありますか？

三木 後藤先生、ようこそいらっしゃいました。4月から弁護士登録されたということですが、今後どのような仕事をしたいと考えていますか？

後藤 そうですね、今まで大学で色々と物事を考える際に、弁護士資格がないことで制限もありました。今後は実際の事件に直接触れながら、より踏み込んで理解を深めていきたいと考えています。

三木 実務だけをやってると、目の前にかかりきりになって、本質的なことを忘れがちです。だからいろんな経験や知識をお持ちの方が事務所にいてくれることが、他の弁護士にとっても刺激になるし、非常にプラスだと思っています。ところで大学での研究分野は民法や消費者法関係と聞いていますが…？

後藤 はい、研究者になりたての頃は、もっぱら民法に関心を持っていましたが、徐々に消費者法に魅力を感じ、民法と消費者法の両方を扱いながら、書籍等を出したり、研究会をしたりしてきました。弁護士の方々から依頼を受け、意見書を作成する機会も一定数ありました。

葛山 大学での研究期間はどれくらいになるのでしょうか？

後藤 40年以上になります。私の研究者としての歩みは、契約法や消費者法の進展と共にありました。教員になりたての頃はバブル経済の時期と重なりますが、バブルが崩壊して悪質商法が沢山出てくるとか、経済の活性化のために規制緩和の流れが強まる中で、研究者としても色々なことを感じた時期でした。消費者契約法とか消費者基本法の制定に「胸が躍る」とでもいうのでしょうか、消費者の自立を促し、権利主体として権利行使をする上での支援をしていく、というような考え方、そしてそれを民法や消費者法でどう受け止めていくか、

ということへの関心が大きかったですね。そこにつながるような研究をずっと続けてきた、という感じです。

三木 内閣府消費者委員会の委員長をされていると伺っていますが、具体的な事案をベースにした議論をされているのですか？

後藤 はい。委員会に意見書が寄せられますので、定期的に委員間で共有し、議論しています。立法や行政に対して建議等を出したり、消費者行政に対するいわゆる「監視役」として、色々な対応をしていくのが主な仕事です。ここで得た知見について、少しずつ世の中に還元するようなことが出来たらいいかなと思っています。

三木 それは素晴らしい。ところで消費者問題というと、被害にあう消費者側に立った視点が強調されがちですが、我々の顧客には企業も多いです。企業側から見ても、消費者問題は慎重に扱わないといけない分野だと思うのですが、如何でしょうか？



Masaki Miki

後藤 そうですね、消費者問題は、消費者と事業者の利益のバランスをいかに取るかということが重要だと考えています。法整備が進んできてはいるのですが、適正な解決がされているかという、そんなことはなく、むしろ混迷の度合いを深めている、という状況になっていると思います。

三木 混迷の原因として、インターネットの進展が関連していると思いますが、そういった方面に対しては、どのようにお考えですか？

後藤 デジタル社会というのが消費者法を考える上での非常に大きなウェイトを占めていると思います。例えば特定商取引法の契約書面等の電子化に関して考えてみますと、電子化した方が便利であるという側面がありますので、基本的には推進しようとしていますけれども、デジタル機器の使用に慣れていない消費者にとっては、保護が損なわれるという側面もある。今後は弁護士として、両者の利益のバランスを踏ま

Makinori Goto



えながら、被害予防や、実際の紛争の適正な解決等、より具体的な検討をしていきたいと思っています。

葛山 板倉先生は消費者委員会のデジタル化に伴う消費者問題WGで後藤先生とご一緒されていますが、そのあたりどのようなご意見をお持ちでしょうか？

板倉 特定商取引法は禁止法ではなく、「やっていいよ」という法律で、かつ縦割りなので、悪いことする人たちはそれをよくわかっているから、規制をくぐりぬけてくる…どれも帯に短し襷に長しなので、いつも苦慮しながら色々アイデアを出して議論していますね。後藤先生は、私たち委員が好き放題言うのを苦勞してまとめてくれています…(笑)。

Yoichiro Itakura



後藤 板倉先生にはいつも議論をリードしていただいています。やはり今、SNSを端緒とする被害は非常に多いし、取扱いが難しい。WGで検討することの意義は、消費者のみでなく企業側の意見も取り入れることが出来るということです。なるほど、ここで規制をかけると企業として困るなということもわかってきます。企業の活力を付けていくのも非常に大事なことです。そこに不要にブレーキをかけないようにすることも、我々の使命だと思っています。

葛山 今興味のある分野や、今後進展していく分野と思われるものはありますか？

後藤 景品表示法関係ですね。デジタルとの関係では特に重要と考えています。消費者庁に寄せられる、景品表示法上の問題に関する情報提供件数は増加しています。こうしたことを背景に、事業者の自主的取り組みを促進するための確約手続きの導入や、繰り返し違反行為を行った事業者への課徴金額の加算、優良誤認表示・有利誤認表示に対する直罰規定の導入等が盛り込まれた改正法案が2月末に国会に提出されていて、今非常に興味を持っています(※)。

葛山 ステルスマーケティングが最近問題になっていますが、どのような議論状況でしょうか。

後藤 運用基準が3月28日付けで公表されております。これによりますと、事業者が第三者に対してある表示を行う業務を明示的に依頼等していない場合でも、両者間に一定の関係性がある場合には、事業者の表示となる、とされております。今後は、事業者側へのアドバイスが非常に重要になってきます。

葛山 景品表示法は多くの企業が関心を持っているところかと思しますので、先生の知見を得ることができるのは大変心強いと思います。最後に、高木先生にお尋ねしますが、先生は後藤先生と一番長い付き合いなんですかね？

高木 経産省の、電子商取引及び情報財取引等に関する準則、の中で、私が起草者として携わっていた時に、後藤先生には内容をチェックしていただいていた。

葛山 今後どのように後藤先生とお仕事されていくのか、展望はありますか？

高木 後藤先生には弁護士としての仕事をこれからずっとしてもらいたいと思っていますが、先ほどの意見書作成とか、あるいは企業向けの講演とかですね、そういった研究者としての知見を基盤とする活動も行いながら、実務もわかっている弁護士、という形でご活躍いただければと考えています。色々と周囲の弁護士もサポートできると思いますので、後藤先生の特徴を生かした活動を是非とも今後展開していただきたい、と思っています。

Atsuo Takagi



後藤 高木先生には、東京都の委員会などでもお世話になっており、長らくご教示をいただいていますし、私が弁護士としての仕事を始まるにあたって多方面でお力添えをいただき、大変ありがたいと思っています。

葛山 ありがとうございます。事務所全体としても、後藤先生の知見を活かしながら、リーガルサービスの質を一層向上させていけるように努めていきたいですね。本日はありがとうございました！

※令和5年4月25日の座談会実施後、令和5年5月10日、改正景品表示法が成立しています。

Hiroki Katsurayama



ひかり総合法律事務所

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-3-22

第一秋山ビルディング

2階・6階・7階・8階・9階

HP: <https://hikari-law.com/>